

第3次南砺市行政改革実施計画(R2～R6)の 令和2年度実績に対する内部評価について

- 第3次南砺市行政改革実施計画について、着実に実行し、5年間の計画期間でより高い成果につながるよう、四半期ごとの進捗管理を実施。
指標を定めた改革事項31項目の進捗状況について、各担当課から進捗状況確認シートにより報告を受けた。
- 今回は令和2年度(進捗管理1年目)の実績についてとりまとめ、内部評価を実施した。
指標が2つある場合は、低い方の評価としています。

令和2年度実績に対する内部評価

内部評価の対象とする改革事項： 31項目

A評価： 19件

年度達成基準(年度ごとの具体的な取組内容)として定めた事項をやり遂げ、年度目標値を達成した。

B評価： 12件

年度達成基準(年度ごとの具体的な取組内容)として定めた事項をやり遂げたが、年度目標値を達成しなかった。

C評価： 0件

年度達成基準(年度ごとの具体的な取組内容)として定めた事項ができなかった。

(各項目ごとの評価内容については、一覧表を参照)

令和2年度 第3次行政改革実施計画進捗状況 一覧表

重点項目	中分類	小分類	統括課	No.	改革事項	取組内容	達成基準	進捗状況	指標 (目標値)	単位	指標の 方向性	現状値 (R1)	年度ごとの 目標値					年度ごとの 実績値	年度ごとの 達成率	R2 内部 評価
							R2年度に取り組む具体的な内容	今年度の取り組みや、次年度以降に 目標達成に向けて工夫すべき点					R2	R3	R4	R5	R6	R2	R2	達成基準 に対する 達成度
I	(1)	①	政策推進課	1	第2次総合計画の効果的な施策の実施	毎事業年度終了後に、総合計画の成果指標・KPI等の検証・評価を行い、次年度以降における個別事業の取組内容の改善・見直しを行うとともに、将来像達成に向けた成果の向上を図る。	【いつまでに①】R2年9月末までに 【どこまで①】市民の意識を成果指標として数値化する。 【どのように①】市民アンケートの結果を反映する。 【いつまでに②】R2年11月までに 【どこまで②】第1年次上半期の進捗を踏まえて取組内容の改善・見直しを図る。 【どのように②】次年度予算の要求作業や3ヶ年の財政計画(財政課作成)の策定作業と連携しながら個別事業の進捗を確認する。	①R2年9月までにR2年5月に実施した市民意識調査等をもとに、総合計画の成果指標・KPI等の基準値29項目を設定した。 ②R2.10～11月に上記の基準値と上半期の事業進捗と新型コロナウイルス感染症などの外的要因も踏まえた政策ごとの評価と分析を行い、次年度予算と短期財政計画に反映した。 R3年度は、R2の実績を評価・検証し、外部識者の意見も踏まえて改善を図っていく。	成果指標の進捗率 R1:指標なし⇒ R6:100%	%	↗	指標なし	75.0	80.0	90.0	95.0	100.0	77.0	102.7	A
II	(1)	②	政策推進課	14	企業版ふるさと納税の推進	市が実施する施策やプロジェクト・事業の財源として、企業版ふるさと納税の活用を進める。	【いつまでに】R2年12月までに 【どこまで】企業版ふるさと納税制度の積極的なPR活動を行う。 【どのように】企業版ふるさと納税を活用する対象事業の選定と、依頼企業をリストアップする。	新型コロナウイルス感染症に係る市経済対策等の対応により、着手が遅延したが、オンラインを活用した企業とのマッチング会に4回参加して5社との面談を行い、うち2社と担当課による継続協議を行ったが、納税には至らなかった。R3年度は、庁内での情報共有に努め、全庁あげて寄附獲得に取り組む体制を構築する。	企業版ふるさと納税を活用した延べ事業件数 R1:指標なし⇒ R6:10件	件	↗	指標なし	1	2	4	6	10	0	0.0	B
I	(5)	①	情報政策課	9	電子申請の促進	市民が便利だと実感できる行政サービスを拡充、促進するため、マイナンバーカードの活用や厳格な本人確認を必要としない電子申請(講座や研修会等の申込、各課の申請業務等)に取り組む。	【いつまでに】3月末まで 【どこまで】電子申請(講座や研修会等の申込、各課の申請業務等について)周知を図り、電子申請のフォームを1件以上作成してもらう。 【どのように】電子申請を各課で積極的に取り組んでもらうために、情報・広報推進リーダー会議において、各課で積極的に電子申請フォームを作成してもらうために協議する。	講座、研修会等の申込や各課の申請業務等に「電子申請」を利用できることを周知したことから、県主催のR2年度電子申請システム操作研修会に、こども課、保健センターから2名が参加し、「電子申請」の導入を検討した。また、市民課において、マイナンバー申請・交付の休日開庁日の予約受付に「電子申請」を利用した。 R3年度までの目標値を達成したことからR6年度までの目標値を60件に変更した。	電子申請システムを使ったフォーム延べ件数 R1:5件⇒R6:60件	件	↗	5	15	45	50	55	60	39	260.0	A
II	(1)	②	情報政策課	16	市の各種媒体への有料広告掲載等の拡充	広報なんと、市ホームページなどの広報媒体や業務用封筒などへの有料広告掲載を促進する。庁舎統合による公告掲載の需要が見込めることから、対象となる媒体を整理し、柔軟な発想でスポンサーの獲得に取り組む、自主財源の拡大を目指す。	【いつまでに】2月末まで 【どこまで】翌年度の広告主の募集 【どのように】広報紙をはじめHP等で広告主の募集を行い、掲載実績がある広告主へ継続や、再掲載を依頼する。県内自治体の実施状況も参考に、広告媒体として活用できる資産の調査や料金等を各課へ照会し、実施可能な広告媒体の研究を年内に行う。通年、募集枠数に空きがあれば、随時広告主を募集する。全戸配布の広告物についても有料広告の導入を促す。	R3.2月までに「広報なんと」および市ホームページの広告主について、DMや広報紙、市ホームページ等により翌年度の募集を行った。また、各課に向けて前年度調査した県内他市町村の広告媒体調査結果の公表と、活用できる広告媒体の調査発掘を行い、自主財源確保へ周知を行った。 R4年度までの目標値を達成したことから、R5年度までの目標値を44社/年に変更した。	スポンサー数 R1:34社(者)/ 年⇒R6:45社(者)/年	社(者)/年	↗	34	36	40	42	44	45	40	111.1	A
III	(1)	②	情報政策課	26	市民意見の聴取方法の充実・聴取機会の拡充	市民ニーズを市政に反映させるための意見発言の機会である市政懇談会やまちづくり検討会議や未来ミーティング等に、政治離れが懸念されている若年層の参加を促進し、幅広い年齢層が意見や提言をしやすい環境づくりに取り組む。	【いつまでに】3月末までに 【どこまで】意見発言の機会である市政懇談会やまちづくり検討会議や未来ミーティング等において、議論の活性化に取り組む。意見や提言を増やす。 【どのように】広報なんと及び市ウェブサイトなど広報媒体を活用してPRに努め、参加の呼びかけを図る。随時、関連する事業の開催機会を通じてPRに努め、関係機関や関連団体へ参加を促すほか、テーマ募集やミーティング参加等他部署とも連携し、市民の声を市政に反映させる。また、参加者にアンケートを実施し、実施時期や実施場所、実施内容について適正化を図り、参加しやすい環境づくりを行う。幅広い市民の声を聴くための「市長への提言」を実施する。	未来ミーティング、まちづくり検討会議からの提言書の実現に向けた地域ごとの意見交換会、地域円卓会議等を、コロナ禍の状況を見据え、オンライン開催も交えながら開催した。また、市長への意見、市政への意見箱についても通年実施し、広く市民からの意見聴取を行い、目標値を達成した。 R3年度までの目標値を達成したことから、R6年度までの目標値を160件に変更した。	市民からの意見提言件数 R1:70件/年⇒ R6:160件/年	件/年	↗	70	80	130	140	150	160	135	168.8	A
III	(1)	②	情報政策課	27	見やすい探しやすい市ホームページの検討	市ホームページ閲覧利用者の目的とする情報検索を容易にする視点に立って改修を行い、利用者の満足度を上げる。	【いつまでに】3月末まで 【どこまで】南砺市HPトップページの改修完了と利便性の向上。 【どのように】市HPは改修後8年が経過し、デザインも古くなっていることから、市政情報がより多くの市民に確実に伝わるよう、より機能的で、見やすく、幅広く活用されるHPとなるようにリニューアルする。情報・広報推進リーダー会議において、市HPのリニューアルについて各課からの意見をもらい、検討を行う。	南砺市広報推進プランに基づき、情報・広報推進リーダー会議を3回開催し、市ホームページトップページについて、担当者や職員から募集した意見要望を参考に改修し、R3.4月に公開した。閲覧件数は、コロナ禍による急激な上昇であるが、市民が市ホームページから情報を求めていることが読み取れる。 R3年度までの目標値を達成したことから、R6年度までの目標値を180万件に変更した。	市ホームページ閲覧件数 R1:90万件/年⇒ R6:180万件/年	万件/年	↗	90	90	170	170	180	180	163	181.1	A

【“指標の方向性”の凡例】
↗:数値の増加を目指す指標
↘:数値の減少を目指す指標

令和2年度 第3次行政改革実施計画進捗状況 一覧表

【“指標の方向性”の凡例】
↗ : 数値の増加を目指す指標
↘ : 数値の減少を目指す指標

重点項目	中分類	小分類	統括課	No.	改革事項	取組内容	達成基準	進捗状況	指標 (目標値)	単位	指標の 方向性	現状値 (R1)	年度ごとの 目標値					年度ごとの 実績値	年度ごとの 達成率	R2 内部 評価
							R2年度に取り組む具体的な内容	今年度の取り組みや、次年度以降に 目標達成に向けて工夫すべき点					R2	R3	R4	R5	R6	R2	R2	達成基準 に対する 達成度
I	(3)	①	総務課	6	柔軟で効率的な行政運営を行なうための組織機構、機能の見直し	職員数の削減など行政のスリム化が求められる中、社会情勢の急速な変化に対応するための事務分掌を継続的に検証し、簡素かつ効果的・効率的な組織機構となるよう取り組む。	【いつまでに】 11月末まで 【どこまで】 定員適正化計画の範囲内で、各所属人員の調整を図る。機構改革の必要が生じれば、3月定例会へ組織条例改正案を上程する。 【どのように】 所属長が作成した「組織機構・人員要望説明書」を基にヒアリングを実施し、市の政策戦略と定員適正化計画を考慮した人員配置計画を決定する。 ※必要に応じて横断的な検討組織を構成する。(まちづくり検討会、病院改革プラン、国土強靱化計画) ※組織機構改革を意識した各部長へのヒアリングを2年に1度の実施を予定する。	R2.11.24～25に、所属長が作成した「組織機構・人員要望説明書」を基にヒアリングを実施し、市の政策戦略と定員適正化計画を考慮した人員配置計画を決定し、定員適正化計画の範囲内で、各所属人員の調整を図った。1月には、新型コロナウイルスワクチン接種の体制強化のため、健康課の増員異動内示を行った。	組織機構の見直し検討ヒアリング調査回数 R1:1回/年→ R6:1回/年以上 ※今後も継続した取り組みを行なう	回/年	↗	2	1	2	1	2	1	1	100.0	A
II	(2)	①	総務課	21	定員適正化計画に基づく職員定数の適正化	適正な業務の執行を確保し、組織再編や業務の整理・統廃合に対応した計画的な職員配置や定員管理を図り、定員適正化計画に基づいた適正な定員管理に取り組む。	【いつまでに】 11月末まで 【どこまで】 適正職員数となるよう、新規採用職員数で調整を図る。 【どのように】 行政改革や各課の業務状況を把握し、退職予定者の再任用見込み及び新規採用職員数の調整を図る。また、良い人材を確保するため、新規採用試験では2次試験以降全ての受験者にパーソナリティ試験を実施し、職場の行動傾向、社会への適応性等を探る判断材料としている。また、定年退職者以外の退職の申し出状況も勘案しながら適正な定員管理に取り組まなければならない。 ※国や県の定年延長の動向を注視しながら、組織再編や業務の整理統廃合に対応が必要。	R2.11月末までに、計画していた採用試験をすべて実施し、適正職員数となるよう採用職員数を確保できた。しかし、採用決定後に保育士の中途退職希望申出もあり、結果としてはR3.4.1現在の目標値544人に対し、9名不足の535人の定員数となった。不足数に対しては会計年度任用職員を補充して対応している。	職員数(翌年4.1) R1:556人⇒ R6:500人	人	↘	556	544	534	534	522	500	535	101.7	A
II	(2)	②	総務課	22	時間外勤務手当の適正な支給及び長時間労働の削減	RPAやAIなどのICT技術の導入で、複雑・多様化する事務事業の業務効率化を促進し、職員の長時間労働の抑制を図る。また、代休振替制度や勤務日の適切な割り振り、フレックス制やテレワークなど弾力的労働時間制度の導入を検討し、時間外勤務手当の適正な支給に繋げる。 一方で、働き方改革やワークライフバランスの観点から、時間外勤務時間管理の適正化を進めるために、所属内での効率的・効果的な仕事の進め方の指導や、事務事業廃止に伴う業務量の削減、一人あたりの実質労働時間を縮減する。	【いつまでに①】 年度末まで 【どこまで①】 目標業務削減時間の達成 【どのように①】 行革・施設管理課及び情報政策課と連携してRPA及びテレワークの推進を図る。庁舎統合を機に、公共交通機関の運行時間に合わせるなど時差出勤を進める。 【いつまでに②】 年度末まで 【どこまで②】 目標乖離時間の達成 【どのように②】 昨年度から実施している水・金曜日のノー残業デーの更なる啓発、時間外勤務が常態化している職員及び所属長への指導の運用をマニュアル化し庁内通知する。	①RPA導入により、年間624.6時間の業務削減ができた。テレワーク実施規程を施行し、本格運用は年度末までに3名の利用があった。 ②R2.10月に「時間外勤務命令の上限時間の設定等について」とした総務部長通知を庁議に報告し、改めて法に定める時間外勤務命令の上限時間の明示、他律的部署の指定、医師による長時間勤務者への面接指導を開始した。長時間勤務者の面接指導実績は無いが、ストレスチェックにより9人からの面談指導を実施した。	RPA導入による業務削減時間 R1:408時間/年⇒R6:1,000時間/年	時間/年	↗	408	520	640	760	880	1,000	624.6	120.1	(A)
II	(2)	②	総務課	22	時間外勤務手当の適正な支給及び長時間労働の削減				時間外勤務手当支給申請時間と実在席時間との乖離時間数(管理職、2病院・保育園を除く) R1(推計値): 平均180時間/人/年⇒R6:平均160時間/人/年	時間/人/年	↘	180.0	176.0	172	168	164	160	204.3	86.1	B
II	(3)	①	総務課	23	職員研修計画に基づく研修の実施	職員一人ひとりの能力開発及び意識改革を図るとともに、職務に応じた知識や技術を習得させ、質の高い行政サービスを目指し、職員研修計画による研修メニューを充実させ受講者増加に取り組む。	【いつまでに①】 4月中 【どこまで①】 各機関で実施する研修等を参考に研修内容及び回数を検討し、研修計画を策定する。 【どのように①】 昨年度の研修内容を検証した上で、現在市が抱える課題も視野に入れた研修テーマをセレクトする。 【いつまでに②】 各研修の開催案内まで 【どこまで②】 研修内容及びコストの両面からベストな講師を選定し、研修計画に沿った研修を開催することにより、受講者数を確保する。 【どのように②】 研修計画に掲げる対象レベルの職員から、より研修実施の効果があると思われる職員をピックアップし、スケジュール調整等を行って受講できるよう案内する。 ※新型コロナウイルス感染症の影響で既に研修の中止及び延期が相次いでおり、昨年同様の580人の達成は難しいため、指標は400人で設定	年度当初は新型コロナウイルス感染症の影響で、市町村職員研修機構主催の研修が中止や先送りされ、延べ受講者の確保が難しい状況にあったが、徐々にオンライン開催のための機器整備や方法も確立され、オンラインによる受講体制が整ってきた。オンライン受講による受講者の募集に努めた。	延べ受講者(職員)数 R1:580人/年⇒R6:580人/年 ※職員数減少のため実質増加	人/年	↗	580	400	580	580	580	580	298	74.5	B

令和2年度 第3次行政改革実施計画進捗状況 一覧表

重点項目	中分類	小分類	統括課	No.	改革事項	取組内容	達成基準	進捗状況	指標 (目標値)	単位	指標の 方向性	現状値 (R1)	年度ごとの 目標値					年度ごとの 実績値	年度ごとの 達成率	R2 内部 評価
							R2年度に取り組む具体的な内容	今年度の取り組みや、次年度以降に 目標達成に向けて工夫すべき点					R2	R3	R4	R5	R6	R2	R2	達成基準 に対する 達成度
Ⅱ	(3)	②	総務課	24	多様な人材の 登用	専門的な事務事業に対応するため には、その分野に精通した人材や意 欲のある人材を登用することが効率 的であることから、民間の職務経験者 の採用や一定期間を定めた任期付雇 用を実施する。	【いつまでに】 11月末まで 【どこまで】 目標の採用試験応募者数の確保 【どのように】 広報紙、インターネット等への募集情報の掲 載、地元高校へのダイレクトメールの送付等採用試験の周知 及び案内の実施。また、年齢上限の引上げ又は撤廃により、 幅広い年代の人材を募る。 ※任期付職員については、利賀分遣所の準救急隊員として4 人を採用し、令和2年度で達成済み。	R2.11月までに採用計画に基づき、広報誌や市ホームペー ジで各採用試験の募集を行い、試験及び採用を実施した。中級 (保育士)については、年齢要件を撤廃、中級(保健師)につい ては年齢要件を5歳引き上げ、幅広い年代から優秀な人材確 保に努めた。R4年度採用の中級(保育士自己アピール枠)試 験を、優秀な人材確保の観点から前倒して実施するため、 R3.3月から募集を開始した。	採用試験の応 募倍率 R1:3.37倍⇒ R6:4.0倍	倍	↗	3.37	3.50	3.63	3.76	3.89	4.00	4.26	121.7	A
Ⅱ	(3)	②	総務課	24	多様な人材の 登用				延べ任期付職 員数 R1:0人⇒R6:4 人	人	↗	0	4	4	4	4	4	4	100.0	(A)
Ⅱ	(1)	①	財政課	10	経常経費の削 減	業務執行全般に係る経費節減を促 進するため、年度内に計画的に執行 する。 市が支出する補助金に終期を設定 し、事務事業評価結果などをもとに目 的を達成した補助金(補助事業)を終 了する。 定員適正化計画に基づく職員の適 正配置を図り、人件費を削減する。 公共施設再編計画に基づく公共施 設の統廃合を進め、維持管理経費を 削減する。	【いつまでに】 令和3年3月末まで 【どこまで】 予算の3か年ローリング内容の精度を高める(維 持管理経費にかかる一般財源の確保のための確なシーリ ングの設定や、大型建設事業そのものの事業の在り方や予算 の整合性について、しっかりとした協議を行い、今後の財政見 通しを立てる。) 【どのように】 定員適正化計画や公共施設再編計画などの 各種計画とも整合を図り、3か年の財政計画(ローリング)の精 度を高め、次年度の予算に反映させる。	【いつまでに】R3.3月末まで 【どこまで】予算編成にあたり、対前年度シーリングではなく、 各課に圧縮目標額を設定し、その達成を指示した。 【どのように】短期財政見通し(3か年ローリング)のやり方を再 構築し、これまでの対前年度シーリングではなく、今後5年間 の財源見通しから各課に5年後の歳出一般財源の縮減額を 設定し、5年間でその縮減額を達成するよう取り組んだ。な お、起債事業については、3か年での圧縮事業費を設定し た。	経常収支比率 (一般的に、 70%～80%が適 正な範囲であ る。) R1:86.7%⇒ R6:80%	%	↘	86.7	86.0	84.5	83.0	81.5	80.0	89.3	96.3	B
Ⅱ	(1)	①	財政課	11	公債費の適正 な管理	財政指標などを活用し、市民が理解 しやすく総合的に把握可能な財政状 況の公表方法を検討する。 新規市債の発行にあたっては、後 年度元利償還が交付税で措置される 有利な起債を最優先に借り入れる。 後年度の利払い負担を軽減するた め、実質公債費比率に注視しながら、 適宜、繰り上げ償還も実施すると ともに、将来の償還額負担に対応す るため減債基金を充実させる。	【いつまでに】 令和3年3月末まで 【どこまで】 予算要求の際に、新規市債の発行について、財 源確保の意味だけでなく、後年度負担の軽減に結び付く有利 な起債充当に努める。また、3か年の予算ローリングについて も同様な取り組みを行う。 【どのように】 後年度元利償還金が交付税措置率の高いも のを財源として充当する。また、実質公債費比率の上昇につ いて注視し、前年度決算状況に基づき、繰越金を繰り上げ償 還に充当することも考慮する。	【いつまでに】R3.3月末まで 【どこまで】予算要求の際に、新規市債の発行について後年 度負担の軽減に結び付く有利な起債充当に努めた。また、短 期財政見通し(3か年ローリング)においても同様に取り組ん だ。 【どのように】過疎債及び辺地債の充当を主として考慮し、そ の他に地方債充当としては、緊急防災・減災事業債、緊急自 然災害防止対策事業債等、後年度元利償還金の交付税措置 率の高いものを財源として充当した。なお、実質公債費比率 の予測から、繰上償還の実施を見送った。	実質公債費比 率 (18%以上の地 方公共団体は 地方債許可団 体となるため、 18%を超えない 比率を継続し ていく。) R1:3.7%⇒ R6:10.0%以内	%	↘	3.7	4.5	6.0	7.5	9.0	10.0	4.3	104.7	A
Ⅱ	(1)	①	財政課	12	公共施設用地 の借地の解消	公共施設のための土地賃借契約を 解除し、設置目的を達成するために 課題となる借地を解消する。 使用頻度の低い施設は中止または 解体し賃借をやめるか継続使用する 用地を購入できるように取り組む。	【いつまでに】年度末まで 【どこまで】公共施設用地で、市が賃借している土地をあら いだし、施設土地の現況を把握する。 【どのように】再編計画を基に使用頻度の低い施設の賃借地 より、継続するか検討を行う。	【いつまでに】R3.3月末まで 【どこまで】市が賃借している土地の現況を把握した。また、 10月に高齢者福祉施設敷地を買収し、借地を解消した。 【どのように】各課に照会したデータ及び箇所図から調査シ ートを作成した。 今後、作成した調査シートを元に賃借している所管課と協議 検討し借地の解消に努める。	借地を解消し た延べ件数 R1:0件⇒R6:6 件	件	↗	0	1	2	3	4	6	1	100.0	A
Ⅱ	(1)	③	財政課	18	南砺市補助金 等のあり方に 関するガイド ラインに基づく適 正な補助金の 交付	平成30年度に策定したガイドライン に基づいた各種補助金等の適正な交 付について、公益性、公平性、有効性 について検証し、現状維持となるもの と縮減対象となるものに分類し、縮減 対象となるものはR2～R4までの3力 年で段階的に縮減し、補助率も補助 対象事業費の50%以内となるように取 り組む。	【いつまでに】 令和2年12月末まで 【どこまで】 補助金縮減達成状況調査表を作成し、実態調査 を徹底する。 【どのように】 各担当部署に対し、補助金の縮減対象事業に 対しての段階的な縮減の達成状況調査を実施し、一覧にまと める。また、その結果を翌年度以降の予算要求へも反映させ ていく。	【いつまでに】R3.3月末まで 【どこまで】令和5年度予算要求予定額までの見込みを把握し た。 【どのように】「各種補助金等今後の見通し調査」により、令和 4年度までの段階的縮減期間内の見込み額及び令和5年度 予算要求予定額の調査を実施した。併せて達成状況を確認し た。現時点では、ほぼ達成見込みであるが、団体との調整を 毎年度実施している補助金もあり、毎年度の実施状況調査が 必要と考えられる。	ガイドライン達 成率 (補助金等実 施主体の補助 率1/2以内の 達成率) R1:93.5% (529/566件) ⇒R6:100%	%	↗	93.5	95.0	96.5	98.0	100.0	100.0	94.0	98.9	B

【“指標の方向性”の凡例】
↗:数値の増加を目指す指標
↘:数値の減少を目指す指標

令和2年度 第3次行政改革実施計画進捗状況 一覧表

【“指標の方向性”の凡例】
↗:数値の増加を目指す指標
↘:数値の減少を目指す指標

重点項目	中分類	小分類	統括課	No.	改革事項	取組内容	達成基準	進捗状況	指標 (目標値)	単位	指標の方向性	現状値 (R1)	年度ごとの目標値					年度ごとの実績値	年度ごとの達成率	R2 内部評価
							R2年度に取り組む具体的な内容	今年度の取り組みや、次年度以降に目標達成に向けて工夫すべき点					R2	R3	R4	R5	R6	R2	R2	達成基準に対する達成度
I	(1)	②	行革・施設管理課	2	事務事業の再編・整理・廃止・統合	施策評価及び事務事業評価の結果を市政に反映させ、効果的・効率的な行政運営を行うとともに、行政経営の透明性を高め、市民に対する説明責任を果たすために評価シートを公表する。 また、事務事業評価の結果に基づき、不用・不急と判断される事務事業は統合・廃止を検討する。	【いつまでに①】8月までに 【どこまで①】総合計画後期基本計画(H29～H31)の施策の柱・指標等に基づくマネジメントシートのとりまとめを行い、推進本部、推進委員会に提出後に公表する。 【どのように①】各施策に関連する事務事業の主要素を集約化させたマネジメントシートについて、所管課が作成したものを集約する。 【いつまでに②】翌年度予算算定時期までに 【どこまで②】各シートの達成度を検証し、事務事業の統合・廃止・改善を所管課で検証してもらう。 【どのように②】所管課に不要不急の業務の統合・廃止・改善を促すため	【いつまでに①】R2.10月に 【どこまで①】総合計画後期基本計画(H29～H31)の施策の柱・指標等に基づくマネジメントシートのとりまとめを行い、推進本部、推進委員会に提出後に公表した。 【どのように①】各施策に関連する事務事業の主要素を集約化させたマネジメントシートについて、所管課が作成したものを集約した。 【いつまでに②】R3.3月に 【どこまで②】所管課に不要不急の業務の統合・廃止・改善を促した。 【どのように②】各シートの達成度を検証し、事務事業の統合・廃止・改善を所管課で検証してもらうよう掲示板に掲載した。	行政サービス(市役所の仕事)の水準が適正だと思う市民の割合 H30:71.9%⇒ R6:75.0%	%	↗	71.9	71.9	73.0	73.0	74.0	75.0	68.5	95.3	B
I	(1)	②	行革・施設管理課	2	事務事業の再編・整理・廃止・統合				統合・廃止・改善事務事業延べ件数 R1:1件⇒R6:7件	件	↗	1	2	3	4	5	7	1	50.0	(B)
I	(2)	①	行革・施設管理課	4	窓口業務等の民間委託	これまで行政が行ってきた窓口業務等の事務事業の効率化を検証する中で業務委託や業務改革に取り組み、市民サービスの向上と職員の負担軽減を図る。	【いつまでに】R3.3までに 【どこまで】窓口業務等の業務プロセスを検証し、事務事業の効率化を検討する。 【どのように】事務改善検討小委員会を組織し、方向性を協議する。	【いつまでに】R3.3月までに 【どこまで】窓口業務等の分類を仕分けし、今後の方向性を示した。また、職員や市民に負担の大きいと考えられる死亡届、出生届関連事務の業務プロセスを検証し、改善の方策をまとめた。 【どのように】窓口業務は改善できる業務と施設管理に関するものを仕分けた。死亡届、出生届関連事務はRPAを活用した業務改善を提案し、窓口業務所要時間を短縮できることを示した。	窓口業務の効率化の検討を終えた業務数 R1:指標なし⇒ R6:311件(市民センター業務数)	件	↗	指標なし	311	311	311	311	311	311	100.0	A
I	(2)	②	行革・施設管理課	5	指定管理者制度の適正な運用	直営公共施設を対象に制度導入の可能性を検討するとともに、PPP・PFI手法に代表される民間ノウハウ等を活用した創意工夫により、良質なサービスの提供と経費節減を推進する。また、既に指定管理者制度を導入している施設についても運営内容及び導入効果を検証し、適正な運営となるよう指導に努める。 指定管理者評価委員会(外部委員)の意見を踏まえ、制度の運用改善を図る。	【いつまでに①】6月に 【どこまで①】指定管理者に施設管理上必要な事項を再認識してもらい、安全かつ効率的な施設運営を図る。 【どのように①】モニタリング実施時に内容について説明する。 【いつまでに②】年度内に 【どこまで②】PPP・PFI手法を導入対象となる施設を洗い出す。 【どのように②】制度内容、特徴的な事例に関する内部研究会を開催する。	【いつまでに①】R3.2月までに 【どこまで①】R2.6月に実施したモニタリングで判明した施設管理に必要な避難訓練を実施していなかった指定管理者4団体へ改善勧告を実施した。 【どのように①】R2年度中の避難訓練の日程を照会し、実施記録を提出してもらった。 【いつまでに②】年度内に 【どこまで②】PPP・PFI手法の一つであるサウンディング調査を予定している。 【どのように②】サウンディング調査を予定している政策推進課から情報を得る。	モニタリング対象施設のA評価の割合 R1:30%⇒ R6:50%	%	↗	30.0	30.0	35.0	40.0	45.0	50.0	31.7	105.7	A
I	(2)	②	行革・施設管理課	5	指定管理者制度の適正な運用				PPP・PFI手法導入検討延べ施設数 R2:0施設⇒ R6:3施設	施設	↗	0	0	0	1	1	3	0	100.0	(A)
I	(4)	①	行革・施設管理課	8	第三セクター改革プランによる経営改善	第三セクター改革プランの確実な取り組みで経営健全化を図り、第三セクターの経営的自立と市の財政負担の軽減を目指す。	【いつまでに①】9月末までに 【どこまで①】各団体の改革プランの進捗状況を整理する。 【どのように①】提出された令和元年度南砺市第三セクター経営状況報告書兼改革実施計画進捗状況チェックシートから目標値を意識してもらう。 【いつまでに②】該当する団体の総会・役員会までに 【どこまで②】人的関与を解消する。 【どのように②】ヒアリング時等に意識してもらう。	【いつまでに①】R2.9月末までに 【どこまで①】各団体の改革プランの進捗状況を整理した。 【どのように①】提出された令和元年度南砺市第三セクター経営状況報告書兼改革実施計画進捗状況チェックシートから目標値を意識してもらった。 【いつまでに②】該当する団体の総会・役員会までに 【どこまで②】人的関与を解消するよう申し入れた。 【どのように②】ヒアリング時にご理解いただいた。	対象法人11法人(実数7)の財政的関与合計 R1:96,250千円⇒ R6:57,011千円	千円	↘	96,250	80,209	80,209	57,011	57,011	57,011	86,675	92.5	B
I	(4)	①	行革・施設管理課	8	第三セクター改革プランによる経営改善				対象法人11法人の人的関与団体数 R1:1団体⇒ R6:0団体	団体	↘	1	1	0	0	0	0	1	100.0	(A)
II	(1)	②	行革・施設管理課	15	公共施設利用に係る受益者負担の適正化	公共施設の利用に係る使用料等の受益者負担について、施設の利用者と未利用者間の負担の公平を図り、市民の理解を得ながら社会経済情勢の変化等に応じた適正な料金を設定する。	【いつまでに】12月までに 【どこまで】受益者負担適正化基準に基づく整理条例改正案を上程する。 【どのように】スポーツクラブとの調整等を経て、住民説明会を実施して理解してもらう。	【いつまでに】R2.12月までに 【どこまで】受益者負担適正化基準に基づく整理条例案を上程できなかった。 【どのように】生涯学習スポーツ課が体育施設の指定管理者である統合型地域スポーツクラブ4団体と協議を行っているが、体育施設の指定管理一本化の調整に時間を要し、利用料金表改定の協議は結論までに至っていない。	適正化基準に基づく新料金 の運用開始施設数 R1:0館⇒R2:27館(体育館19、文化センター8)	館	↗	0	0	27	27	27	27	0	100.0	A

令和2年度 第3次行政改革実施計画進捗状況 一覧表

【“指標の方向性”の凡例】
↗ : 数値の増加を目指す指標
↘ : 数値の減少を目指す指標

重点項目	中分類	小分類	統括課	No.	改革事項	取組内容	達成基準	進捗状況	指標 (目標値)	単位	指標の 方向性	現状値 (R1)	年度ごとの 目標値					年度ごとの 実績値	年度ごとの 達成率	R2 内部 評価
							R2年度に取り組む具体的な内容	今年度の取り組みや、次年度以降に 目標達成に向けて工夫すべき点					R2	R3	R4	R5	R6	R2	R2	
Ⅱ	(1)	⑤	行革・施設 管理課	20	市有資産の民間活用促進と 整理譲渡	第2次南砺市公共施設再編計画の 方向性に基づき、施設の統廃合、売却・譲渡を促進する。また、普通財産の売却や貸付することで、有効な利活用に向けて取り組み、効率的な財産管理を図る。	【いつまでに①】R3.3までに 【どこまで①】個別施設の行政財産機能の廃止の方向性を策定する。 【どのように①】各地域の提言実現検討組織の結果を踏まえ、市民センターの他施設への移転、民間所有も含めたあり方を検討 【いつまでに②】R3.3までに 【どこまで②】休止基準を策定する。 【どのように②】他地域の事例を参考にしながら施設の老朽度、利用状況等から将来の改修コストを考慮し検討する。 【いつまでに③】R3.3までに 【どこまで③】休止基準の策定にあわせ、譲渡を促進するための新たな再編推進施策(貸付分割支払制度等)の拡充を図る。 【どのように③】再編計画改訂にあわせて、保有しないとした施設の利用状況、耐用年数及び修繕見込み額等、公共施設マネジメントシステム並びに公会計管理台帳システムを活用して分析する。	【いつまでに①】R3.3月までに 【どこまで①】連携協定している金沢大学が公共施設適正化案を提出。 【どのように①】公共施設に係る市民アンケート調査の結果や公共施設適正化ワークショップを開催し、意見等を反映した。 【いつまでに②】R2.12月までに 【どこまで②】公共施設の休止基準(案)を作成した。 【どのように②】財政課と継続協議している。 【いつまで③】R3.3月までに 【どこまで③】再編推進施策の拡充は図れなかった。 【どのように③】再編計画が改訂までに至らなかった。	再編対象施設の普通財産への移行延床面積 R1:16,000㎡⇒ R6:62,000㎡	㎡	↗	16,000	25,200	34,400	43,600	52,800	62,000	23,150	91.9	B
Ⅱ	(1)	②	生活環境課	17	手数料の見直し	廃棄物排出抑制や受益者負担の適正化の観点から、一般廃棄物処理手数料について、処理コストに見合った適正な水準への見直しを図る。	【いつまでに】 令和2年度末まで 【どこまで】 処理コストに見合う適正水準を検討し。処理施設が一本化する令和4年4月1日に向けて令和3年度に条例改正を行う。 【どのように】 庁内で検討協議進めるとともに、11月以降より関係機関・団体へ意見聴取を行う。	【いつまでに】R3.3月末までに 【どこまで】 ごみ減量化方策として、処理コスト等を勘案した処理手数料の適正水準を検討 【どのように】 環境省資料、他自治体事例等を踏まえ庁内での検討協議を実施	廃棄物処理コストに見合った適正な手数料の検討を終えた延べ件数 R1:2件⇒R6:4件	件	↗	2	2	2	4	4	4	2	100.0	A
Ⅱ	(1)	②	税務課	13	滞納対策強化による収納率の向上	債権管理の徹底と滞納処分を強化し、滞納繰越額の縮減と収納率の向上を図る。 特に新規滞納者の発生を抑制することが重要であるため、早期の個別催告や生活実態調査と併せ、財産調査も強化し、適切な納付指導に努める。また、関係する部署とも連携し、公平な負担の確保と収納率の向上を図る。	【いつまでに①】令和2年度末 【どこまで①】滞納繰越額収納率(一般市税分)を14.0%に上げる。 【どのように①】(長期)滞納者への電話催告・納付書の送付による納税を促すとともに必要に応じて預貯金、給与、年金、所得税還付等の差押えを実施する。併せて、新規滞納者の発生を抑制するため電話催告・臨戸、財産調査を行い収税係と連携し早期納付を促す。 【いつまでに②】令和2年度末 【どこまで②】滞納繰越額収納率(国保税分)を21.0%に上げる。 【どのように②】滞納者への電話催告・臨戸徴収・納付書の送付による納税を促すとともに必要に応じて預貯金、給与、年金、所得税還付等の差押えを実施する。また、国保年金係と連携し国保短期証更新時に納税相談を実施するとともに、高額療養費等還付金の充当承諾を取り付ける。併せて、新規滞納者の発生を抑制するため電話催告・臨戸、財産調査を行い収税係と連携し早期納付を促す。	【いつまでに①】R3.3月末までに 【どこまで①】滞納繰越額収納率(一般市税分)11.8%を14.2%(達成基準14.0%)に上げた。 【いつまでに②】R3.3月末までに 【どこまで②】滞納繰越額収納率(国保税分)18.1%を18.4%(達成基準21.0%)に上げた。 【どのように①・②】滞納管理年間計画をもとに毎月開催の戦略会議にて係内で共有し、滞納者を絞りながら節目ごとの集中的な事務を行った。	滞納繰越額の収納率 一般市税分 R1:11.8%⇒ R6:14.8%	%	↗	11.79	14.00	14.2	14.4	14.6	14.8	14.20	101.4	(A)
Ⅱ	(1)	②	税務課	13	滞納対策強化による収納率の向上				滞納繰越額の収納率 国保税分 R1:18.1%⇒ R6:21.8%	%	↗	18.12	21.00	21.20	21.40	21.60	21.80	18.41	87.7	B
Ⅲ	(1)	①	南砺で暮ら しません課	25	女性委員登用の拡大	男女共同参画社会の実現に向けて審議会、委員会等における女性委員の登用の拡大に取り組む。	【いつまでに】 随時(公募委員を選考する際) 【どこまで】 公募委員選考委員会に係る審議会等の女性委員登用率を37%とする。 【どのように】 女性委員の割合が30%を下回ることなく、目標値である37%を目指すため、委員公募する担当課に女性委員の登用を働きかける。	【いつまでに】 随時 【どこまで】 公募委員選考委員会に係る審議会等の女性委員登用率は37.3%となり、目標を達成した。 【どのように】 職員向け掲示板に南砺市まちづくり基本条例の運用を徹底するとともに、女性委員を登用するよう周知した。	公募委員選考委員会に係る審議会等の女性委員登用率 R1:36.6%⇒ R6:40%	%	↗	36.6	37.0	38.0	39.0	40.0	40.0	37.3	100.8	A
Ⅲ	(1)	②	南砺で暮ら しません課	28	公聴機会の充実	計画策定や条例の制定・改廃を行う場合、パブリックコメント実施前に住民説明会や意見交換会を開催し、広く市民の意見を取り入れる機会を充実させる。	【いつまでに】 3月末まで 【どこまで】 パブリックコメント実施前に住民説明会や意見交換会の機会を設ける。 【どのように】 随時、パブリックコメント掲載情報を市ホームページでチェックし、市民が分かりやすい情報となっているか、対応状況が適正かチェックし、不具合があれば担当者に連絡する。また、掲示板にてパブリックコメントを行うまでの流れを市職員へ周知するなどし、パブリックコメント実施前に公聴の機会を設けるよう指導する。	【いつまでに】 R3.3月末までに 【どこまで】 会議の公開の流れなどについて職員掲示板において周知した。 【どのように】 パブリックコメント実施前に公聴の機会を設けるよう指導した。	パブリックコメント事前公聴機会の開催割合 R1:21.4%⇒ R6:30%	%	↗	21.4	22.0	24.0	26.0	28.0	30.0	6.5	29.5	B

令和2年度 第3次行政改革実施計画進捗状況 一覧表

重点項目	中分類	小分類	統括課	No.	改革事項	取組内容	達成基準	進捗状況	指標 (目標値)	単位	指標の 方向性	現状値 (R1)	年度ごとの目標値					年度ごとの実績値	年度ごとの達成率	R2 内部 評価
							R2年度に取り組む具体的な内容	今年度の取り組みや、次年度以降に 目標達成に向けて工夫すべき点					R2	R3	R4	R5	R6	R2	R2	達成基準 に対する 達成度
Ⅲ	(2)	①	南砺で暮ら しません課	29	地域内分権制 度の推進	地域内で行う地域活性化や安全対策、環境整備等には、行政と自治組織との連携強化が効果的であることから、協働体制構築に向けた勉強会や地域円卓会議等を開催する。	【いつまでに】 3月末まで 【どこまで】 勉強会を開催し、小規模多機能自治の手法を用いた地域づくりの情報を共有する。 【どのように】 小規模多機能自治の手法を用いた地域づくりの勉強会を3回開催。各地域における取り組みを発表する「やっとなこと発表会」及び問題点を共有する地域円卓会議をそれぞれ2回ずつ開催する。	【いつまでに】 R3.3月末までに 【どこまで】 勉強会を開催し、小規模多機能自治の手法を用いた地域づくりの情報を共有した。 【どのように】 各地域における取り組みを発表する「各地区取り組み発表会」を6回、問題点を共有する地域円卓会議を3回開催した。	勉強会や地域円卓会議等の開催回数 R1:3回/年→ R6:7回/年	回/ 年	↗	3	7	7	7	7	7	9	128.6	A
Ⅲ	(2)	①	南砺で暮ら しません課	30	市民の主体的 な活動の促進	小規模多機能自治の推進により、交流センターを拠点とした事業活動に取り組める体制ができたことから、地域にある施設(道路、公園等)の維持管理や水道メーター検針などの行政で実施していた事業の中から、地域住民で実施した方が、事業拡大が期待される事業は地域が主体となって実施する。	【いつまでに】 3月末まで 【どこまで】 地域で行った方が効果が見込める事業について絞り込み決定する。 【どのように】 地域づくり協議会と各部局を交えて協議する。	【いつまでに】 R3.3月末までに 【どこまで】 こども課から提案のあった保育園の草刈り業務について実施意向のある地域と担当課において詳細を詰めることとしたが、現在のところ申し出が無い状況である。 【どのように】 理事会の場で地域との協議を行った。	地域で行った方が効果の高い事業の地域への延べ移行件数 R1:0件⇒R6:5件	件	↗	0	1	2	3	4	5	1	100.0	A
Ⅲ	(2)	②	南砺で暮ら しません課	31	収益事業による持続可能な 地域づくりの展開	要支援認定を受けた方等に対して、住民(ボランティア)が「通いの場」を設け、体操・運動等の活動等を行うサービス(通所型サービスB)や資源ゴミの回収、農家レストランなどの地域住民主体で収益事業に取り組む、持続可能な地域づくりを目指す。	【いつまでに】 3月末まで 【どこまで】 持続可能な地域づくりのため、収益事業に取り組む地域住民団体を増やす。 【どのように】 地域住民向けに収益事業に取り組んでいる先進地事例や「やっとなこと発表会」において市内で始めた事例紹介を行う。収益事業に着手しようとする地域住民団体へは小規模多機能自治の手法を用いた地域づくりの勉強会の開催や先進地視察を行うとともに、中間支援組織「なんと未来支援センター」とともに、収益事業に着手する際のサポート等を行う。	【いつまでに】 R3.3月末までに 【どこまで】 収益事業に取り組む地域住民団体を6団体から10団体まで増やした。 【どのように】 地域住民向けに収益事業に取り組んでいる先進地事例や「各地区取り組み発表会」において市内で始めた事例紹介を行った。	通所型サービスBなどの延べ実施団体数 R1:6団体⇒ R6:14団体	団体	↗	6	7	11	12	13	14	10	142.9	A
I	(3)	②	教育総務課	7	小・中学校の あり方検討	少子化の進行による児童・生徒数の減少や学校教育制度の変遷及び弾力化に対応するため、小・中学校の教育課程を一貫して行う義務教育学校の設置を含めた小・中学校のあり方を検討する。	【いつまでに】 令和3年3月末まで 【どこまで】 学校のあり方の方向性を出す。 【どのように】 「(仮称)南砺市立学校のあり方検討委員会」を設置し、学識経験者や関係団体、地域住民等の幅広い視点で、小中学校の将来のあり方について協議していただいた提言を基に、教育委員会において学校数等に関して検討する。	【いつまでに】 R3.3月末まで 【どこまで】 学校のあり方の方向性を出す。 【どのように】 R2.9月に設置した「南砺市立学校のあり方検討委員会」からR3.1月に提言を受け、教育委員会として、概ね5年毎に設置する検討委員会において、見直しをかけながら、R271には各中学校区に義務教育学校を設置する方向性とした。	小・中学校のあり方検討を終えた小・中学校数 R1:0校⇒R6:17校(小学校9、中学校8)	校	↗	0	2	4	9	15	17	17	850.0	A
I	(2)	①	こども課	3	市立保育園の 民営化の検討	少子化の進展や新たな市民ニーズに対応するため、保育サービスの内容や運営方法、民営化の検討など、時代に相応しい保育園のあり方を検討する。	【いつまでに】 令和3年3月末まで 【どこまで】 保育園のあり方の方向性を出す。 【どのように】 「保育園審議会」を開催し、審議会委員(学識経験者や関係団体の代表等)に意見を聞いて検討する。	10月27日(火)に「保育園審議会」を開催し、保育サービスのあり方や第2次南砺市公共施設再編計画改訂に係る保有すべき施設数について、審議会委員に意見を聞いて検討したが、結論は次回以降となった。1月26日(火)に「第2回保育園審議会」を開催し、第2次南砺市公共施設再編計画改訂に係る保有すべき施設数について、引き続き検討したが、結論には至らなかった。	保育園のあり方検討を終えた保育園数 R1:0園⇒R6:12園	園	↗	0	3	6	9	12	12	0	0.0	B
Ⅱ	(1)	④	医療課	19	病院改革プランによる経営 改善	「新南砺市立病院改革プラン」の進捗を検証し、経営の一元化や機能分担を専門部会、幹事会、推進委員会で話し合い、病院運営改革委員会で審議し、良質な病院経営に引き続き取り組む。	【いつまでに】 R3年3月まで 【どこまで】 南砺市立病院のあり方のまとめの更新と新改革プランの策定。【どのように】 プロジェクトチーム(仮称)を立ち上げ、現改革プランを実施内容の検証と国から示される予定のガイドラインにより策定する。また、現改革プランも引き続き実施し、病院経営統合に向けた調整に取り組む。 1. 組織改革ー職員研修計画の作成。 2. 財務改革ー予算、会計執行体制一元化の調査とシミュレーションの実施。 3. 施設設備効率化ー計画による整備等の実施。 4. 療養病床の方向性の検討。 その他、改革プランにおける経営効率化にかかる各種取組の実施を継続。	【いつまでに】 R3.3月まで 【どこまで】 国からの新ガイドラインが提示されないため、現改革プランの方針を継続した暫定版の新病院改革プランを策定 【どのように】 病院事業事務局を中心としたプロジェクトチームによる協議を月2回、副市長・病院長を中心とした委員会を月1回実施	医業収支比率 H30:90.9%→ R6:92.0%	%	↗	90.9	91.2	91.4	91.6	91.8	92.0	87.2	95.6	B

【“指標の方向性”の凡例】
↗ : 数値の増加を目指す指標
↘ : 数値の減少を目指す指標